

私立高校(全日制・定時制)・私立専修学校高等課程等
生徒・保護者のみなさまへ

令和8年度



申請により授業料の負担が軽減されます

授業料の負担軽減制度(所得制限なし)

所得にかかわらず

授業料の負担軽減を受けることができます

①国の助成 就学支援金(新制度)	②都の助成 授業料軽減助成金
45万7,200円(上限額)	4万3,800円(上限額) 都内在住要件があります

合わせて最大で 年 **50万1,000円** ※1
(在学校の授業料が上限 ※2)

- ▶ ①と②は、それぞれ別に申請が必要です。
- ▶ ①により授業料が全額助成される場合は、②の申請は必要ありません。

※1 都内の私立高等学校平均授業料相当額

※2 授業料の負担軽減額は50万1,000円の範囲内で、在学校の授業料(保護者が負担した金額)が上限です。

制度の利用には
毎年度申請が必要です。



公益財団法人
東京都私学財団

令和8年度版です。翌年度以降は変更となる場合があります。

国の助成

就学支援金（新制度）

授業料の一部に充てる費用として高等学校等就学支援金を国が学校に支払い、家庭の教育費の負担を軽減する制度です。



申請時期	主に6月(毎年度申請が必要です)
対象者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。令和8年度より、対象となる方の要件に一部変更があります。

都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学支援金とあわせて都内私立高等学校の平均授業料まで都が助成する制度です。



申請時期	7月(毎年度申請が必要です) 6月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期のお知らせをします。当財団ホームページでもご案内します。
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(全日制課程・定時制課程)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。

就学支援金新制度(令和8年度からの制度)の対象外となる一部の外国籍等の生徒の方については、当財団ホームページでご案内します。



その他の制度（所得要件あり）

都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費(学用品費、修学旅行費等)負担を都が軽減する制度です。



申請時期	7月(毎年度申請が必要です) 6月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期のお知らせをします。当財団ホームページでもご案内します。
対象者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。令和8年度より、対象者が年収 490万円程度の世帯まで拡充されます。(給付額は世帯区分により異なります。)また、その他対象となる方の要件に一部変更があります。

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。

貸付(無利子)

育英資金

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。



申請時期	各学校の定める期間内(4月からおおむね1～2か月)
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。

お問合せ先	助成	① 就学支援金 新修学支援金	東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当	☎ 03-6743-5011 (受付時間 平日9:15～17:00)
		② 授業料軽減助成金 ③ 奨学給付金	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減・給付金担当(高校)	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15～17:00)
		④ 東京都育英資金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課	☎ 03-5206-7929 (受付時間 平日9:15～17:00)
	貸付			

公益財団法人 東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

東京都私学財団



<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中

お役立ち情報をお届けします

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A

